

G A P 農産物拡大事業実施要領

第1 趣旨

G A Pは食品の安全性向上や農場経営の改善に繋がる取組みであり、G A Pの実践及び認証取得の推進は県農業の持続的な生産力強化において重要である。また、輸出拡大や量販店ニーズへの対応など、本県の農業競争力を強化する観点からも国際水準G A Pの実践の重要性が高まっている。

このため、本事業では、農業者等が「ぎふ清流G A P評価制度（以下「清流G A P」という。）」などのG A Pを実践するために必要な施設改修・備品購入、調査分析及びGLOBAL G. A. P.、ASIA GAP、JGAP、MPSといった国際水準G A P認証（以下「国際水準G A P」という。）の取得を支援する。

第2 事業の内容等

1 事業内容

清流G A P及び国際水準G A Pの実践及び認証取得に必要となる次の取組みを支援する。

(1) G A Pを実践するために必要となる以下の生産出荷施設の改修及び備品購入

ア 出荷調製施設及び集荷・選果施設の衛生管理のための施設の改修、備品の購入

イ 農薬・燃料・肥料等資材の安全保管のための施設の改修、備品の購入

ウ 作業者の労働環境改善のための施設の改修、備品の購入（圃場及び作業所付近）

エ その他農林事務所長が認める、食品衛生、環境保全及び労働安全のG A Pの管理項目適合に必要な施設の改修、備品の購入

(2) G A Pを実践するために必要となる、残留農薬検査及び水質検査等の調査分析

(3) 国際水準G A Pの新規取得に必要となる審査受審費及び審査員旅費

2 事業実施主体

(1) 事業実施主体は、次に掲げる者とする。

ア 農業者

イ 農業法人

ウ 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

エ 農業協同組合

オ 農業の専門学科を有する教育機関（県立学校を除く。）

カ 市町村

(2) 第1項のア、イに掲げる事業実施主体は、経営の安定を図るため、農業共済組合等と連携し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めることとする。

3 事業の採択要件

(1) 事業実施主体は、以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア 事業実施後1年以内に新規に国際水準G A Pの認証取得に係る審査の受審もしくは清流G A Pによる農場評価を受けることを書面で確約する者。

イ 事業実施主体が既に清流G A Pの評価生産者又は国際水準G A Pの認証を取得している場合、認証カテゴリー又は組織内の取組者数の拡大、評価項目の改善又は維持を図る者

(2) 事業採択は第2の1の(1)、(2)及び(3)のそれぞれにおいて、事業実施主体につき原則1回限りとする。ただし、以下の場合に限り、2回まで補助対象とすることができる。

ア 過年度に本事業を実施した事業実施主体であって農業者の組織する団体が取組者数を拡大する場合 ※新たに追加される農業者による事業のみ

イ 取り組むGAPを「ぎふ清流GAP評価制度評価規準2020」又は「ぎふ清流GAP評価制度評価規準2023に基づく総合評価において、農林水産省の『国際水準GAPガイドライン』の全項目を遵守していない(以下「ガイドライン不遵守」という。)」から「ぎふ清流GAP評価制度評価規準2023に基づく総合評価において、農林水産省の『国際水準GAPガイドライン』の全項目を遵守している(以下「ガイドライン遵守」という。)」に変更する場合

(3) 事業実施主体が第2の1の(1)及び(2)の事業を行う場合にあっては、実施計画の申請前にGAPのコンサルタント等による事前評価を受け、認証取得又はGAP評価に必要な施設改修及び備品又は検査等を精査している者。

(4) 事業実施主体が第2の1の(3)の事業を行う場合にあっては、事業実施年度を含めた3年間、認証を維持・更新することを確約する者。

(5) 事業実施主体が第2の1の(3)の事業を行う場合にあっては、少なくとも1者以上から認証審査の見積書を取得すること。

4 留意事項

(1) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

(2) 第2の1の(3)に係る審査には、原則として県のGAP指導員が立会うこと。

(3) 国若しくは県の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている場合は、本事業の助成の対象としない。

(4) 中古の備品購入に要する経費は補助対象としない。

(5) 解体・撤去に要する経費は補助対象としない。

5 助成

県は、予算の範囲内において、事業に要する経費につき次の額を事業実施主体に対し「岐阜県補助金等交付規則」(昭和57年岐阜県規則第8号)及び「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱」(平成18年3月31日付農政第294号農政部長通知)に定めるところにより助成するものとする。

| 事業内容 | 取り組むGAPの種類 | 補助率 | 補助上限額 |
|----------------------|------------------------------|-----|---------|
| (1) 施設改修及び備品購入 | ・国際水準GAP ・清流GAP(ガイドライン遵守) | 1/2 | 1,000千円 |
| | ・清流GAP(ガイドライン不遵守) | 1/3 | 700千円 |
| (2) 残留農薬及び水質分析等の調査分析 | ・国際水準GAP ・清流GAP(ガイドライン遵守) | 1/2 | - |

| | | | |
|------------------|-------------------|------|----------------------|
| | ・清流GAP(ガイドライン不遵守) | 1/3 | - |
| (3) 国際水準GAPの新規取得 | ・国際水準GAP | 1/2* | 個人 300千円 団体 800千円 |

(1) 第2の1の(1)の事業の事業実施主体が団体の場合にあつては、団体事務局及びGAP取組構成員ごとに上限額を適用する。

(2) 第2の1の(3)の事業における審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)及び審査員旅費を含む。

※団体認証の取得において、新たに追加される農業者等による取組部分に限って補助対象とする場合にあつては、補助対象額については、以下により算定するものとする。

(ア) 新たに追加される農業者等による取組部分のみの審査を受ける場合

審査費用×1/2

(イ) 維持・更新審査と同時に、新たに追加される農業者等による取組部分に関する審査を受ける場合

審査費用×1/2×{(√B-√A)+(D-C)} / (√B+D+E)

A: 従前からGAPに取り組んでいる農場数

B: 新たに追加することとなる農場を含む農場数

C: 従前からGAPに取り組んでいる農産物取扱施設数

D: 新たに追加することとなる施設を含む農産物取扱施設数

E: 団体事務局数

第3 事業の推進

県及び農林事務所長は、関係機関と連携し、事業実施主体における事業実施体制の整備、事業実施計画の策定及び事業の実施について、必要な指導、助言を行うものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の申請

(1) 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書(別記様式第3号)に、事業実施計画(以下「実施計画」という。)(別記様式第1号)を添付し、その所在地を所管する市町村長(1つの事業実施主体の地区範囲が2つ以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、原則として主たる市町村長とする。以下同じ)を経由して別記様式第3号により農林事務所長に提出する。

2 実施計画の承認

(1) 農林事務所長は、当該実施計画が、事業の採択要件等を満たし、かつ事業の内容が適切であつて、実施計画の達成が確実であると見込まれる場合は承認を行うものとする。

(2) 農林事務所長は、承認を行う場合は、別記様式第4-1号により市町村長を経て当該事業実施主体に通知するとともに、別記様式第4-2号により速やかに農政部長へ報告する。

3 実施計画の変更

(1) 事業実施主体は、事業実施計画について、以下の変更を行う場合は、1から2に準じて速やかに手続きを行うものとする。

- ア 事業内容の変更
- イ 事業種目又は事業区分ごとに30%を超える増減
- ウ 事業実施主体の変更
- エ 事業の種目又は事業区分、作物の新設又は廃止

4 事業の達成状況の報告

(1) 事業実施主体は、目標とするGAP認証取得又はGAP評価した場合は速やかに別記様式5号により農林事務所長へ報告するものとする。

また、取得又は評価に至っていない場合は、様式第5号により4月30日までに農林事務所長へ報告するものとする。

(2) 農林事務所長は、実施状況報告書を受理した場合、別記様式第6号により速やかに農政部長へ報告するものとする。

5 事業実績の報告

(1) 事業実施主体は、事業完了時に、事業実績報告書(別記様式第7号)に、事業実施実績書(別記様式第1号)を添え、農林事務所長へ報告するものとする。

(2) 事業実績報告書の提出は、第4の1に準じて行うものとする。

(3) 知事は必要に応じて、事業主体に対し事業の実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、農政部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。